

ハラスメント対応特別相談窓口

～令和3年12月1日から開設～

労働施策総合推進法の改正により、令和4年4月1日から中小企業事業主にパワーハラスメント対策を講じることが義務づけられます(大企業は令和2年6月1日から義務化)。

また、全ての事業主に対して、男女雇用機会均等法によりセクシュアルハラスメント対策及び妊娠・出産等に関するハラスメント対策、育児・介護休業法により育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策を講じることが義務づけられています。

神奈川労働局では、主に中小企業事業主の皆様が法に則った措置を講じることができるよう、特別相談窓口を開設し、相談に対応いたします。

【ハラスメント対策として事業主が講ずべき措置】

- 1 事業主の方針の明確化及び周知啓発
- 2 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 3 事後の迅速かつ適切な対応
- 4 併せて講ずべき措置(プライバシー保護、不利益取扱いの禁止)

もちろん、大企業や労働者からのハラスメントに係る相談も承っています。

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

開設時間 8時30分から17時15分(土日祝日、年末年始除く)

電話 045-211-7380

住所 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階